

北労発基 1206 第 17 号
平成 29 年 12 月 6 日

関係団体 各位

北海道労働局長

「北海道冬季災害ゼロてんとう防止運動」等の取組について（協力依頼）

平素より、労働災害の防止に御尽力いただきしておりますことに、厚く御礼申し上げます。

さて、北海道内における平成 28 年の休業 4 日以上の労働災害による死傷者数は 6,614 人で、そのうち転倒災害による災害は 1,855 人と全体の 28.0% を占めています。

また、転倒災害のうち 5 割は 12 月、1 月、2 月、3 月に発生しており、平成 28 年 1 月には転倒により頭部を強打し死亡した災害も発生しております。

北海道はこれから本格的な冬を迎える、特に雪や凍結による転倒災害の多発が懸念されるところであります。

このため、北海道労働局では、冬季労働災害のうち「転倒」に着目し、重点的に転倒災害防止対策に取り組むことによって、労働災害を大幅に減少させることを目標に、別添リーフレット記載の実施要領により、昨年度に引き続き「北海道冬季災害ゼロてんとう防止運動」を展開することといたしました。

つきましては、本運動の趣旨を御理解いただき、リーフレットによる傘下会員事業場に対する本運動の取組についての周知啓発に、御協力いただきますようお願い申し上げます。

また、「冬季特有の労働災害を防止しよう！」につきましても同様に対応していただきますようお願い申し上げます。

※リーフレットは北海道労働局のホームページからダウンロード出来ます。

(掲示場所)

ホーム > 各種法令・制度・手続き > 安全衛生関係 > 安全関係 > 労働災害防止について > 冬季災害防止

担当 北海道労働局労働基準部安全課
課長補佐 尾張 裕一
電話 011-709-2311 (内線 3555)

事業者の皆様へ

「北海道冬季災害ゼロてんとう防止運動」の取組方法

北海道労働局労働基準部安全課

- 1 実施要領に記載されている、実施事項「運動の5 Action」の実施計画を立てましょう。
- 2 北海道労働局のホームページからリーフレットをダウンロードするなどして、A3版で印刷し、労働者の見やすい位置に掲示します。いくつも部署がある場合は、部署ごとに掲示するとよいでしょう。
- 3 経営トップの決意表明や安全衛生に関する宣言をリーフレットと併せて掲示しましょう。
- 4 取組期間は、平成29年12月1日～平成30年3月31日となります。
- 5 各月毎に「転倒災害ゼロ」又は「災害ゼロ」（事業場において選択可）を達成したら、リーフレットのてんとう防止君がもっているクローバーの該当月を「緑色」に塗りつぶします。
- 6 クローバーすべての葉が「緑色」になるよう、実施要領に書かれている「具体的な転倒災害防止対策（例）」を参考に、「転倒災害」ゼロを目指して取り組みましょう。

「北海道冬季災害ゼロてんとう防止運動」に関する照会先は、
北海道労働局労働基準部安全課（代）011-709-2311（内線3555）です。